

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
1	支援策1 支援策12	ともに生きる社会推進事業	ともに生きる社会かながわの実現に向け、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を継続的に発信し、県民に広く深く浸透させていく。	ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向け、「ともに生きる社会かながわ推進週間」における集中的広報、障害福祉サービス事業所等と多様な地域イベントとのマッチング及びその活動内容の発信、県教育委員会と連携した周知などに取り組む。	共生推進本部室	成果	県民ニーズ調査における憲章の認知度、共生社会という考え方を知っている割合、障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合		50%	29.10%	58.2%	b	憲章の普及に協力する企業数は倍増したが、全体の認知度は大きく低下。	一方的な情報発信の限界や、憲章の理念を実感できる他の事業との連携ができていないため、広報戦略を見直し、県民が「ともに生きる」を自分ゴト化し、行動できるような取組を行っていく必要がある。
2	支援策1 支援策13	心のバリアフリーの推進	一人ひとりが障害者等の抱える問題を理解し、協力する「心のバリアフリー」を推進することで、バリアフリーの街づくりを進め、地域共生社会を実現する。	一部三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）共同で、障害者等用駐車区画の適正利用をより一層推進するための普及啓発活動を行う。県民や事業者に対して、障害者等用駐車区画の適正利用の周知を行う。	地域福祉課調整G	その他の実績							・首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路株式会社東京支社の協力の下、県内数カ所のサービスエリア等のマルチンフォメーションボードにリーフレット掲示（10月） ・公共施設、県内イオン各店舗等でのリーフレット配布（10月） ・バリアフリーフェスタかながわ2024会場でのリーフレット配布（11月）	引き続き、障害者等用駐車区画の適正利用のための普及啓発活動を行う。
3	支援策1 支援策12 支援策13	障害												

